

窓口支援システム導入支援業務 公募型プロポーザル
事業者募集要項

1. 目的

各種窓口届出時にデジタルを活用して関連する届出書類データを一括出力する等の窓口支援システムを導入し、行政手続きに係る住民負担の軽減や市職員の事務軽減を図ることを目的とする。

本プロポーザルは、窓口支援システムの導入支援業務を発注するための優先交渉権者を選定するにあたり、行政窓口のデジタル化に関する専門的知識と豊富な経験を有する事業者を公募により選定するために実施するものである。

2. 事業の概要

- (1) 発注者 釜石市
- (2) 事業の名称 窓口支援システム導入支援業務
- (3) 業務の内容 別紙「窓口支援システム導入支援業務公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (4) 予算上限額 19,911 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）（基本上限額）
※既存の基幹系業務システムとの連携に要するシステム改修費用等は含まないものとする。
- (5) 履行期間 契約の日から令和5年3月15日まで

3. 選定方法

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）から、本要項に基づき提出された企画提案書等の書類を市長が庁内に設置する選定委員会において審査し、選定事業者（優先交渉権者）及び次点を選定する。

審査後、選定結果を各参加者に文書で通知するとともに公表する。なお、問合せに対する回答は行わず、審査結果に対する異議申立ては認めない。

4. 参加申込者の資格要件

参加者は、単独企業又は業務を共同連帯し受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体によるものとし、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。共同企業体については、その構成員が共同企業体に関する協定を結ぶこととし、次に掲げる全ての要件をその構成員が満たすとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなさ

- れている者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間でないこと。
 - (4) 釜石市暴力団排除条例（平成 27 年釜石市条例第 37 号）第 2 条に規定する暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (5) 国税及び市税を滞納していないこと。
 - (6) 窓口運用の委託受託等行政窓口に関する豊富な業務経験を備えていること。
 - (7) 他地方公共団体への窓口支援システムの導入実績を有していること。
 - (8) 行政手続きに係る住民負担の軽減や市職員の事務軽減に向けた企画を積極的に提案できる能力を有していること。
 - (9) 本業務委託の主任技術者として業務を行う者がプレゼンテーションできること。

5. 参加申込

本プロポーザルの参加申込者は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）

※共同企業体の場合は、委任状（様式第 1-1 号）を添付すること。

イ 実施体制（配置予定者）に関する調書（様式第 2 号）

ウ 窓口運用の委託受託実績及びシステム導入実績書（様式第 3 号）

エ 納税証明書

※国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明書

※市税：釜石市に納税義務がある場合は、「法人市民税」及び「固定資産税」等の未納税額のない証明書

(2) 参加申込期限 令和 4 年 8 月 2 日（火）17 時 15 分

(3) 参加申込方法 総合政策課 DX 推進室に郵送又は持参し提出

(4) 参加辞退 やむを得ず参加を辞退する場合は、令和 4 年 8 月 5 日（金）17 時 15 分までに辞退届（様式第 4 号）を提出

6. 質問の提出及び回答

(1) 質問の提出

ア 提出期間 令和 4 年 7 月 11 日（月）から令和 4 年 7 月 15 日（金）17 時 15 分まで

イ 提出方法 募集要項等に関する質問書（様式第 5 号）を事務局に電子メールにより送信する。（電話による質問は受け付けない。）

(2) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和 4 年 7 月 22 日（金）にホームページにおいて公表する。なお、回答にあたっては、質問を行った事業者名は公表しない。また、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

1 者 1 提案、提出部数 12 部とし下記提出先へ企画提案書（様式第 6 号）及び見積書（様式第 7 号）を添付し、郵送又は持参で提出する。また提出する企画提案書は、下記のとおりとする。

なお、専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

ア 企画提案書（様式第 6 号）

(ア) 体裁

A 4 版両面印刷 15 枚以内

(イ) 記載項目

- a 窓口支援システムの概要
- b システム導入により実現する住民の利便性向上の具体的な内容
- c システム導入により実現する市の窓口職員の利便性向上の具体的な内容
- d 他地方公共団体へのシステム導入事例と導入効果
- e システム導入スケジュール案
- f システム導入経費及び運用経費
※既存の基幹系業務システムとの連携が可能な場合は、基幹系システム保守事業者等に確認の上、連携に係る概算の経費を記載すること。
- g システム構築に必要な機器の種類及びスペック等の要件
- h 職員向け操作研修の内容及び導入時の立会作業等のサポート内容
- i 住民向け普及促進教室の内容
- j 保守サービスのサポート体制

イ 添付書類

見積書（様式第 7 号）

- ・導入に係る費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）を記載すること。また、仕様書の業務内容に基づく具体的な積算内訳を記載すること。
- ・導入後の運用経費を参考見積として付記すること。
- ・既存の基幹系業務システムとの連携が可能な場合は、連携に係る概算の経費を参考見積として付記すること。

(2) 提出期限 令和 4 年 8 月 2 日（火）17 時 15 分

(3) 提出先 釜石市総合政策課 DX 推進室

8. 企画提案書に係るプレゼンテーション

下記により、企画提案書のプレゼンテーションを実施する。

詳細は別途通知するものとする。

(1) 場所 釜石市役所第 4 庁舎 7 会議室

(2) 日程 令和 4 年 8 月 10 日（水）

9. スケジュール

令和4年7月11日(月)	公告
令和4年7月11日(月)	参加申込書受付開始
令和4年7月11日(月)	企画提案書受付開始
令和4年7月11日(月)	質問受付開始
令和4年7月15日(金)	質問受付締切
令和4年7月22日(金)	質問回答
令和4年8月2日(火)	参加申込書受付締切
令和4年8月2日(火)	企画提案書受付締切
令和4年8月5日(金)	辞退届提出締切
令和4年8月10日(水)	プレゼンテーション
令和4年8月18日(木)	選定事業者及び次点決定 結果報告

10. プロポーザルの費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

11. 失格条件

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

ア 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの

イ 虚偽の内容が記載されているもの

ウ プレゼンテーションを無断で欠席したもの

(2) この要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

12. 主催者及び事務局（問い合わせ先）

(1) 主催者 釜石市

(2) 事務局 釜石市総合政策課 DX推進室

〒026-8686 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号

TEL：0193-27-8413（直通）

FAX：0193-22-2686

E-mail：sougou@city.kamaishi.iwate.jp

13. その他

(1) 本プロポーザルに関連して市が配布する資料及び質問に対する回答は、本要項と一体のものとして扱う。

(2) 本プロポーザルに関する説明会は、開催しない。

(3) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 市は、審査及び説明を目的として提出書類の写しを作成し、使用できるものとする。

- (5) 市は、公平性、透明性及び客観性を期するため提出書類を公表することがある。
- (6) 提出書類は原則として返却しない。
- (7) 配置予定者は、病休、退職等の極めて特別な場合を除き変更できないものとする。
- (8) 参加者は、本プロポーザル及びその後の業務の履行への協力について、不正又は不誠実な行為を行わないこと。
- (9) その他の詳細については、契約締結時に市及び受託者により誠意をもって協議するものとする。